

令和元年度第9回

東京都私立学校審議会（第793回）

令和2年2月19日（水）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和元年度第 9 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告をお願いします。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち、20名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 6 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項及び第31条第 2 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月19日付、東京都知事名。

記、1、大原日本語学院の収容定員に係る学則変更認可について、江戸川区ほか 5 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と、ただいま説明のありました、新たに諮問される案件 6 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く、議案第 1 号から議案第 5 号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号は、専修学校河合塾自由が丘校の設置認可に係る計画承認でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の千葉委員から調査結果につきまして、説明を願います。

○千葉委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、専修学校河合塾自由が丘校の設置計画承認についてでございます。

令和2年1月30日に、三宅委員、東京都私学部職員、私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人河合塾から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は、以上のとおりでございますが、設置者に対する要望・注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、建設予定地の前面道路は道幅が狭く、交通量も多いため、校舎の建設に際し、近隣住民の安全面に十分配慮するよう留意していただきたいこと。

また、計画的な竣工に向け、着実な施工管理を行っていただき、校舎の完成時期が遅れることのないように留意されたいこと。

2つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の法令を遵守するとともに、生徒の確保を適切かつ着実に行之、継続的、安定的に学校が運営できるように努めること。

また、法人本部が他県に存在することから、認可内容等に変更が生じる際には、それぞれの所轄庁と十分に協議を行うこと。

3つ目は、附帯教育の学生を多く受け入れることになるため、附帯教育も含めて、1つの専修学校であるという意識を持ち、関係規定を遵守しながら、責任を持って学校運営を行っていただきたいこと。

4つ目は、教育施設、設備を充実させるとともに、これまでの学校運営の経験で培った教育システム等を発展させ、教育水準のさらなる向上に努められたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置計画承認を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人河合塾から申請がありました専修学校河合塾自由が丘校の設置計画承認でございます。

本案件は、二段階審査を取りますので、このたびの諮問は一段階目の計画承認でございます。それでは設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は教育基本法に則り、学校教育法に基づき、学歴を問わず、一定の学力を有し、大学進学をめざす者のために、英語、数学、国語、理科、地歴公民、その他の教育指導を行い、教養の向上を図ると共に、有用かつ健全なる国民を養成することを目的とする。」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人河合塾で、理事長は河合弘登氏、校長は角野俊彦氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、文化教養一般課程、大学受験科を設置し、修業年限は1年、入学定員及び総定員は240名です。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してあります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長　ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第2号は、各種学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者　それでは、議案第2号、大原日本語学院の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

大原日本語学院は、各種学校として平成14年10月30日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和2年7月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人大原学園で、理事長は中川和久氏、校長は吉岡久博氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、まず、1部の進学2年コースの総定員を80名から200名に増員します。

また、1部の進学1年6カ月コースを2部に移し、総定員を80名から120名に増員します。

さらに、1部の進学1年9カ月コースの総定員を80名から120名に増員します。

これにより、総定員は480名から680名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11の記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にご覧ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第2号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園関係の案件でございます。

議案第3号は、幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、まなべ幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日を予定しております。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぐため設置者を変更し、地域の需要に応えるため収容定員を変更するものでございます。

新設置者は池田文子氏、園長も同じく池田文子氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の6学級80名を3学級105名に変更するものでございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

○加茂川委員 簡単な質問をお願いします。

その前に、これは個人立の幼稚園ですから、世代交代に伴って、学校法人化への働きかけは、これまでと同じように進められていると思いますから、引き続き働きかけをお願いしておきたいと思います。

質問は8の欄、収容定員・学級編成等の欄では、変更の前後で学級数が減っているのですよね。収容定員数が増えているのに学級数が減っている。そうすると、教育条件・教育環境が悪くなるのではないかと。その点についてどういう説明を受けているかを質問したかったのです。

ただ、教員等組織欄を見ると十分、多分現状と変わっていない人数の専任の教員等が確保されていると思います。6学級維持でも十分運営できるのに、あえて3学級にして、これまでの少人数指導、1学級13名程度という、いわばメリットを捨ててわざわざ3学級にしているように見えるものですから、窓口としては、これで教育環境・教育条件が悪化していないですねと、当然質問を投げかけたと思うのですが、どういう説明であったのかを教えてください。

○議案担当者 今回の設置者変更でございますけれども、もともと運動場や園舎面積の基準が不足しておりまして、園舎の建て替えをしたことによって基準を充足し、今回の申請に至ったものでございます。

こちらの学級数でございますけれども、園舎の改築前は基準を満たさない小さな保育室が6室ありまして、それで6学級編成になっておりました。今回、園舎を建て替えることによりまして、基準を充足するように、こういった形で3学級と学級編成を変えて、今回申請に至ったということになります。

○加茂川委員 もともと少人数、13、14人程度の少人数指導が売りなのではなくて、それは施

設上の制約だったと。それが本来の基準に合った学級編成に戻したいというか、改めたいという事なのですね。

○議案担当者 そうですね。是正したということになります。

○加茂川委員 わかりました。

○近藤会長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議案第3号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号は、幼稚園の収容定員に係る園則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

それでは、議案第4号、青葉幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、ご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人東京青葉学院、園長は城所達也氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の10学級270名を10学級315名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

○吉田委員 この幼稚園は、実員は今何人ぐらいいるのですか。

○議案担当者 （実員数を説明）

○近藤会長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議案第4号につきましては認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第5号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

これは、学校法人東海大学が設置しております東海大学付属望星高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由は、技能教育施設との新たな連携に伴い、技能連携施設の表記を追加するものです。

次に、技能連携施設の追加に伴い、対応する教育課程表を追加します。さらに、使用しなくなった教育課程表を削除します。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和2年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙、学則比較対照表をご覧ください。

学則第35条の技能連携施設について、岩谷学園高等専修学校及び町田美容専門学校と技能連携することに伴い、当該校の表記を追加します。

また、学則第10条の別表教育課程表につきまして、新たな技能連携校に対応するため、商業系及び美容系の教育課程表を追加します。

また福祉系の教育課程のうち、使用しないものを削除します。

要項に戻りまして、備考欄には設置認可年月日及び本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第5号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問ございませんでしょうか。

それでは、議案第5号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第6号及び議案第7号は、学校法人の寄附行為認可及び幼稚園の設置者変更認可でございます。

議案第6号及び議案第7号は、第二部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には、部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。次回、3月の開催日は16日月曜日を予定してお



ります。会場は、開催案内にて、改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後 3 時26分閉会